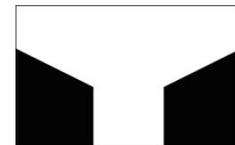


進出形態の選択：駐在員事務所 / 現地法人



主要なタイ進出形態

1. 駐在員事務所

2. 現地法人 (外資企業：外国資本過半数以上、内資企業：タイ資本過半数以上)

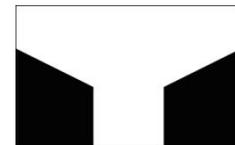
※外資企業において、外国人事業法による外資規制業種の場合、商務省のビジネスライセンスが必要

※外資企業の場合、投資奨励法に基づくBOI (投資委員会) への申請による恩典取得の検討可能

※製造業の場合、工業省管轄の国营工業団地 (IEAT) 入居による恩典取得検討可能

	駐在員事務所	現地法人
メリット	<ul style="list-style-type: none">• 本社の費用として経費計上• 労働許可証取得条件 (外国人1人あたりタイ国籍従業員1人)• タイ側決算が簡便	<ul style="list-style-type: none">• 登記手続きが早い• 売上計上可能• 内資企業では業種制限なし
デメリット	<ul style="list-style-type: none">• 登記までの審査が長期間 (登記完了まで4~12か月)• 売上計上不可 (請求書発行不可)• 現地法人に変更不可	<ul style="list-style-type: none">• 別法人として経費発生• 労働許可証取得条件 (外国人1人あたりタイ国籍従業員4人)• 決算が相対的に面倒

現地法人の選択：内資/外資



内資企業：業種制限なし、特定業種を除きライセンス不要 ≒ 何でも出来る
→但し、安全、安心なタイ側パートナーが安定経営に必須

外資企業：外資規制業種では、商務省のビジネスライセンスが必要 ≒ 制限が多い
→商務省への直接申請は難易度高く、工業省傘下のBOIへの申請が一般的

ビジネスライセンス&BOIカテゴリー対応表

商務省ビジネスライセンス	BOIカテゴリー（代表例）	備考
① 製造販売	① 製造	IEAT特典も選択可（次ページ参照）
② 仕入販売（小売&卸売）	② 国際調達事務所（IPO）	IPO条件：倉庫＋物流システム、タイ国内調達比率、資本金等
③ サービス業	③ 貿易・投資支援事務所（TISO）	TISO条件：年間経費1千万バーツ以上等

Step1: 進出目的による選択

売上計上するか否か

駐在員事務所

or

現地法人

Step2: 資本構成による選択

外資100%に拘るか

内資企業

or

外資企業

Step3: 外資規制回避の選択

製造業（IEAT/BOI）、その他（BOI）

IEAT

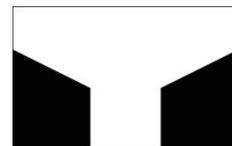
or

BOI

タイ進出形態
選択ステップ

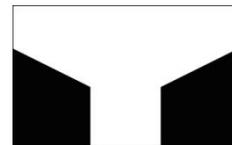


参考) 進出形態による資本構成比較



	1	2	3
共通事項	外国人の就労可能 (法人格取得)	←	←
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の費用として経費計上可能 ・タイ側決算が簡便 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資100%での現地法人設立可能 ・外国人の労働許可証取得が優遇 (タイ国籍従業員数、資本金、最低月給制限なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に原則制限なし ・タイ法人子会社 (孫会社) 設立が自由 ・登記手続きが早い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・登記までの審査が長期間 ・売上計上不可 ・現地法人に変更不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人事業法による制限あり ・BOI向けの報告義務あり ・借入に制限あり (資本金の3倍まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メガバンク子会社からの出資では手数料が発生 (但し、資本金200万バーツで約15万バーツ/年) ・安全なタイ側パートナーの選択が必須 ・外国人1人あたりタイ国籍従業員4人必要
事業開始までに必要な期間	4~6ヶ月 (登記申請)	5ヶ月 (BOI申請3ヶ月 + 会社設立2ヶ月)	2ヶ月 (会社設立)
コスト (実費別途)	15万バーツ (駐在員事務所設立)	35万バーツ (BOI申請、会社設立、ライセンス取得)	10万バーツ (会社設立)

参考) 製造業: IEAT一般/自由事業区、BOIの比較



製造業は外資100%での進出可能だが、土地取得のためにはIEATかBOIの恩典取得が必要

		IEAT 一般事業区	IEAT 自由事業区	BOI
外資恩典 (共通)	外国企業の土地所有	可	←	←
	外国人の労働許可取得	タイ人雇用条件なし 最低月給制限なし	←	←
時間	事業開始までの期間	場所確定後～2か月 国営のため手続き優遇傾向	場所確定後～2か月 国営のため手続き優遇傾向	申請開始後4か月～ 工場操業許可取得での遅延発生中
場所	事業可能な地区	国営工業団地のみ	国営工業団地の一部	制限なし
税務恩典	機械設備輸入税の減免	-	有	有 但し、申請内容、機械の製造年月 日による(10年未満が目安)
	原材料輸入税の減免	-	有 但し、製品のタイ国内販売時は、 製品に対し輸入税が掛かる	有 但し、製品の再輸出が条件、 タイ国内販売時は減免なし
	法人所得税の減免	-	-	有 最大8年:ゾーン、業種による 但し、土地購入を除く投資金額まで